

所得段階	対象者	負担割合	月額保険料(円)		保険料軽減額(円)	
			改正前	改正後		
住民税世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.375	2,410	2,010	-400
	第2段階	公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.555	3,640	2,970	-670
	第3段階	第1段階を除き、公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.695	3,850	3,720	-130
住民税世帯課税	第4段階	住民税本人非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	4,820	4,820	0
	第5段階	住民税本人非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	5,360	5,360	0
	第6段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.1	5,890	5,890	0
	第7段階	住民税本人課税で、合計所得金額が200万円未満の人	1.2	6,430	6,430	0
	第8段階	住民税本人課税で、合計所得金額が300万円未満の人	1.3	6,960	6,960	0
	第9段階	住民税本人課税で、合計所得金額が500万円未満の人	1.5	8,040	8,040	0
	第10段階	住民税本人課税で、合計所得金額が700万円未満の人	1.75	9,380	9,380	0
	第11段階	住民税本人課税で、合計所得金額が900万円未満の人	1.875	10,050	10,050	0
	第12段階	住民税本人課税で、合計所得金額が900万円以上の人	2.0	10,720	10,720	0

65歳以上の皆さんへ

介護保険料に関するお知らせです

問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険係(☎内線370・371・372)

平成31年度の第1段階～第3段階の人の介護保険料が変わりました

消費税増税に伴う公費投

入により、介護保険料所得段階における第1段階～第3段階の人の保険料の軽減を行います。

つきましては、左表のとおり平成31年度の介護保険料を決定しましたのでお知らせします。

65歳以上の人に、平成31年度の介護保険料納入通知書を6月中旬にお送りします。で、納付方法・保険料額をご確認ください。

平成31年度介護保険料納入通知書を送付します

介護保険料を年金差し引きされている人へ

介護保険料を年金から差し引きで納めている人については、4月の段階では前年の所得が確定していないため、前年度の2月と同額を仮の金額として4月・6月・8月の年金から差し引きします。(仮徴収)

また、10月からの本徴収については、年間の保険料から仮徴収額を除いた額を10月・12月・2月に振り分けて徴収しています。

【元号表記について】

当初予算の元号表記については、「平成31年度予算」として議決されたことから、「平成31年度」としていますが、改元後は「令和元年度」と読み替えます。